

岐阜県公報

号外(一) 令和元年六月十日

規則
目次
(入事課)
ページ

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表産業技術課の項に次の二号を加える。
十七 産学官による地域産業の生産性の向上及び競争力の強化に関すること。

第九条第五項の表産業技術課の項を次のように改める。

産業技術課	I・T利用促進室		I・T導入支援係、I・T拠点活用推進係
	地方大学・地域産業創生推進室	事務	
第九条第六項の表I・T利用促進室の項の次に次のように加える。	第二項の表産業技術課の項第十七号に掲げる		

附則
この規則は、公布の日から施行する。

令和元年六月十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁
岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集
岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社